

佐世保市公告第 1 7 2 号

### 制限付き一般競争入札（事前審査型）

制限付き一般競争入札を執行するので地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定に基づき次のとおり公告します。

令和 8 年 6 月 3 日

佐世保市長 宮島 大典

#### 1 入札に付する事項

- (1) 業務名 佐世保市役所代表電話等の対応業務
- (2) 契約期間 : 契約日から令和 9 年 6 月 30 日  
履行期間 : 令和 8 年 7 月 1 日から令和 9 年 6 月 30 日（12 か月）  
※契約日から令和 8 年 6 月 30 日までは引継ぎ・準備期間とし、委託料は発生しない。
- (3) 長期継続契約 本業務は、期間を 12 か月の長期継続契約とし、本契約を締結した日の属する年度の翌年度においてこの契約に係る歳出予算の金額について減額または削除があった場合には、この契約を変更し、又は解除することができる。この規定により、この契約が変更され、又は解除された場合において、損害が生じた場合の補償額は、協議して定めるものとする。
- (4) 業務概要 佐世保市役所本庁舎（中央保健福祉センター及び水道局等の各庁舎を含む）の電話について、電話中継台室において交換業務を行うもの。  
（詳細は別紙仕様書のとおりとする）
- (5) 審査方法 事前審査型

#### 2 入札参加要件及び資格に関する事項

- (1) 次に掲げる資格要件をすべて満たしていること
  - ①法人登記日から 1 年以上が経過していること
  - ②市内業者及び準市内業者においては、市税の全税目及び国民健康保険税に滞納がなく、かつ、消費税及び地方消費税に未納がないこと
  - ③市外業者においては、法人税と消費税及び地方消費税に未納がないこと
  - ④入札参加資格申請の提出期限の日及び入札期日以前 6 ヶ月以内に、取引銀行において 不渡手形及び不渡小切手を出していないもの

- ⑤ 会社更生法第 17 条の規定に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法第 21 条 第 1 項の規定に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。(会 社更生法の規定に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続き開始の申し立てがなされた者であっても、手続き開始の決定後、経営事項審査を受け佐世保市建設工事・建設コンサルタント業務等入札参加資格審査申請書を再度提出し、受理された者を除く。)
- ⑥ 佐世保市と同規模 (15 万人以上) を有する地方公共団体における電話の交換に関する業務もしくはコールセンターでの電話対応業務を過去 5 年度以内に累計で 2 年以上受託し、適切に履行していること。
- (2) 次の事項に定める資本的関係又は人的関係のいずれかの関係を有する 2 者以上の者は、入札に参加できない。
- ① 親会社 (会社法 (平成 17 年法律第 86 号) 第 2 条第 4 号に規定する親会社をいう。以下次号において同じ。) と子会社 (会社法第 2 条第 3 号に規定する子会社 (会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) 第 2 条第 7 項に規定する更生会社又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) 第 2 条第 4 号に規定する再生手続きが存続中の会社 (以下「更生会社等」という。) を除く。) をいう。以下次号において同じ。) の関係にある場合
- ② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
- ③ 一の会社 (更生会社等を除く。以下次号において同じ。) の役員 (会社法第 329 条第 1 項に規定する役員 (監査役を除く。) をいう。以下次号において同じ。) が、役員を現に兼ねている会社である場合
- ④ 一の会社の役員が、会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている会社である場合
- (3) 落札業者の決定までの時点において、次の各号に定める措置又は規制 (以下「指名停止措置等」という。) のいずれかに該当した者は入札等に参加できない。
- ① 佐世保市入札参加資格者指名停止措置要領 (令和 6 年 4 月 1 日施行) に基づく指名停止措置を受けた者
- ② 佐世保市が行う各種契約等からの暴力団排除要綱に基づく各種契約等からの排除措置 (平成 24 年 4 月 1 日施行) に基づく指名除外措置を受けた者
- ③ 佐世保市建設工事暴力団対策要綱 (昭和 63 年 5 月 1 日施行) に基づく指名除外措置を受けた者
- ④ 佐世保市物品調達暴力団排除要綱 (平成 24 年 4 月 1 日施行) に基づく指名除外措置を受けた者
- ⑤ 下請代金等の未払い業者等に対する入札参加規制に関する事務処理要領 (平成 25 年 4 月 1 日施行) に基づく入札参加規制を受けた者
- ⑥ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者。なお、被補

助人、被保佐人 または未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項の規定に 該当しないものとする。

### 3 最低制限価格

最低制限価格 : 無

### 4 入札保証金

本制限付き一般競争入札の見積りに係る入札金額を1年間当たりの額に換算した額とし、その100分の5以上の入札保証金を入札前に納付しなければならない。※佐世保市業務委託の契約事務に関する基幹要綱第7条第3項により、佐世保市の入札参加資格者名簿の登録外業者は佐世保市財務規則第169条第2号に規定する入札保証金の免除規程は適用できない。

### 5 契約保証金

契約金額の100分の10以上の現金又は保証を付さなければならない。長期継続契約の場合の契約保証金又は1年分に換算した額の100分の10以上とする。(年度途中であっても1年分の100分の10以上の現金又は保証とする。)※佐世保市業務委託の契約事務に関する基幹要綱第7条第3項により、佐世保市の入札参加資格者名簿の登録外業者は、佐世保市財務規則第144条第3号に規定する契約保証金の免除規程は適用できない。

### 6 仕様書・入札参加資格審査申請書等の配布の期間及び場所

- (1) 期間 公告の日から令和8年6月10日(水)17時00分まで
- (2) 場所 佐世保市ホームページの「佐世保市からの調達情報掲示板一覧」からダウンロードすること。

入札参加希望者にのみ仕様書解除用のパスワードを交付するので、入札参加を希望する者は、巻末に記載の発注課担当に送付先等を連絡しパスワードの交付を受けること。

### 7 入札参加資格審査申請

当該業務の入札に参加しようとする者(以下「参加希望者」という。)は、下記に示す申請期間及び提出場所に、入札参加資格審査申請書及びその添付書類を持参または郵送により提出し、入札に参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)の審査を受けなければならない。

- (1) 申請期間 公告の日から令和8年6月10日(水)17時00分まで
- (2) 提出場所 佐世保市資産経営課(市役所本庁舎地下1階中央監視控室)

(佐世保市八幡町1番10号)

(3) 提出書類

①入札参加資格審査申請書（事前審査型）（本市指定様式）

②会社概要（本市指定：様式1）

【添付資料】会社概要が確認できるパンフレット等

③法人の印鑑証明書（法務局発行）

※契約、代金の請求等に使用する代表者印が印鑑証明書の印と異なる場合は、法務局の印鑑証明書の印をもって使用印鑑届も提出すること。

④市内及び準市内業者においては、市税の全税目及び国民健康保険税に滞納がなく、かつ、消費税及び地方消費税に未納がない旨の証明書

⑤市外業者においては、法人税と消費税及び地方消費税に未納がない旨の証明書  
(注) ④～⑤においては、提出日から3か月以内のものに限る。写し可。

⑥佐世保市と同規模（15万人以上）を有する地方公共団体において、電話の交換に関する業務もしくはコールセンターでの電話対応業務を過去5年度以内に累計2年以上受託し、適正に履行したことが確認できる書類（契約書等の写し及びその検収等）

(4) その他

①申請書類の作成及び郵送等に係る費用については、申請者の負担とする。

②提出された申請書類は返却しない。

③期限までに申請書類を提出しない者、又は入札参加資格があると本市から認められない者は、本入札に参加することができない。

④提出された申請書類は、提出者に無断で入札参加資格の確認以外の用途に使用しない。

⑤申請書類に虚偽の記載をした場合には、指名停止の措置を受けることがある。

## 8 入札参加資格確認結果の通知

本市は提出された書類により入札参加資格の審査を行い、その確認結果については、令和8年6月11日（木）を目途に、申請者へ電子メールにより通知する。なお、入札参加資格があると認められない参加希望者には、その理由を記載する。

また、入札参加資格があると認められない参加希望者については、その理由について本市に説明を求めることができる。

その場合は、令和8年6月12日（金）までに、任意の様式で「入札参加資格があると認められない理由の説明請求書」に必要事項を記載し、資産経営課まで電子メールにて送信すること。

期日までにこの請求があった場合は、本市はこれに対し速やかに回答する。

## 9 仕様書等に関する質問及び回答

仕様書等に関して質問しようとするときは、次に示す期限内に、別に指定する「質問書」に必要事項を記載し、下記に記載の連絡先に電子メールで送信すること。また、電子メールの件名は、「佐世保市役所代表電話等の対応業務 質問書」とすること。

なお、質問を行うことができるのは、入札参加資格を有する者に限る。

また、質問書の回答は、令和8年6月15日（月）を目途に、市ホームページ上に掲載する。

(1) 提出先 佐世保市資産経営課 ([shikei@city.sasebo.lg.jp](mailto:shikei@city.sasebo.lg.jp))

(2) 提出期限 令和8年6月12日（金）12時00分まで

## 10 入札参加の喪失

入札参加資格の審査後において、入札参加資格を有することについての通知を受けた者が次のいずれかに該当するときは、当該業務にかかる入札参加の資格を喪失する。

(1) この公告に定める資格要件のいずれかを満たさないとき。

(2) 制限付き一般競争入札参加資格申請書等について虚偽の記載をしたとき。

## 11 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 令和8年6月22日（月）10時00分

(2) 場所 佐世保市役所（本庁）6階 第2会議室

## 12 入札の方法等

(1) 当該入札に際しては、入札参加資格を有する者でなければ参加することができない。

(2) 入札室に入室できるものは、各社2名までとする。

(3) 入札書に記載する金額については、本市が仕様書で提示した要件に基づき、業務委託期間（令和8年7月から令和9年6月までの12か月）に係る**1か月の費用（月額、年額を12分の1し、消費税相当額を除いた額）**を算出すること。

(4) 入札者は、消費税に係る課税事業者か免税事業者にあるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100（消費税、地方消費税を除いた額、税抜価格）に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 入札は、入札書に必要事項を記入し、記名押印のうえ封緘して、指定の日時及び場所に本人または代理人が参加して自ら入札箱に投入しなければならない。

(6) 入札は、1回につき1人1通に限る。

(7) 入札者は、他の入札者の代理人となることはできない。

(8) 代理人が入札する場合は、入札前に委任状を提出し、本人であることの確認を受けなければならない。

(9) 入札開始後に入札会場に到着した者は、入札に参加することができない。

### 13 入札の辞退

入札を辞退する場合は、入札日時までに入札辞退届を提出するものとする。

### 14 入札の無効

- (1) 佐世保市財務規則第 170 条に該当する入札は無効とする。
- (2) その他、資産経営課が仕様書等に示した方法以外で入札した場合は、その入札書は無効とし、入札者は失格とする。

### 15 入札書の撤回等

入札者は、その提出した書類の書き換え、引き換え又は撤回をすることができない。

### 16 落札者の決定

落札者は次の要領にて決定する。

- (1) 予定価格の制限の範囲内の価格で入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札予定者とする。この場合において同額の入札をした業者が 2 者以上あるときは、くじにて落札者を決定する。

なお、落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数がある場合は、その端数 金額を切り捨てた金額）をもって落札額とする。

- (2) 落札者が決定しない場合は、直ちに再度入札を行い、再度入札における入札回数は 2 回までとする。
- (3) 再度入札により落札者が決定しない場合は、最低価格で入札をした者から 1 回に限り見積書を徴し、随意契約を行う。
- (4) 同額により、くじになった場合の決定方法は、「佐世保市業務委託の契約事務に関する基幹要綱」第 26 条及び別表 1 に基づき、抽選用紙によるくじにて次の方法にて決定する。

イ 当該同額入札者全員がくじを引く権限を有し、現に立会いを行っている場合は入札終了後にその場でくじを引くものとし、そうでない場合は日時を改めて当該同額 入札者全員に出席を求め、くじを引かせて落札者を決定するものとする。

ロ 決定後は、落札者の入札書に、くじを引いた業者名を記名させ、加えて落札者に「くじにより決定した」と記入させるものとする。

ハ ロの場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに 代えて、当該入札事務に関係の無い他課の職員にくじを引かせるものとし、決定後 は、この職員にも記名させるものとする

- (5) 落札者については、落札者の決定と同時に入札会場にて口頭で周知する。
- (6) 落札者は、入札書に記載した金額に対する見積内訳書を提出すること。

## 17 契約の締結

契約の締結は、佐世保市財務規則（昭和 44 年規則第 9 号）、佐世保市業務委託の契約事務に関する基幹要綱（佐世保市建設工事及び建設コンサルタント業務の契約事務に関する要綱）等の関係法令規則及び要綱等の基準による。

## 18 その他の事項

- (1) 本入札に関し、違法となる不正行為及び社会的不信を招くような不誠実な行為は絶対に行わないこと。
- (2) 落札者が契約締結の日までに佐世保市から指名停止、指名除外又は入札参加規制の措置を受けた場合は、本契約を締結しない。
- (3) 入札において、事故が起きた、不正な行為があると認めた等の際は、入札を中止または延期する場合がある。

## 19 問い合わせ先

佐世保市財務部資産経営課

〒857-8585 佐世保市八幡町 1-10

電話：0956-25-9615（内線 2000）担当：大乙

F A X：0956-25-9616

メール：shikei@city.sasebo.lg.jp（資産経営課）

以上